

令和7年度熊本市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(1) 給 水 戸 数	370,000戸	700戸	370,700戸
(2) 年 間 総 給 水 量	68,966,000m ³	865,000m ³	69,831,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	188,948m ³	2,370m ³	191,318m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設更新費	4,415,669千円	1,342,664千円	5,758,333千円
第6次拡張事業費	1,897,233千円	△ 76,292千円	1,820,941千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 水道事業収益	14,096,598千円	318,545千円	14,415,143千円
第1項 営業収益	13,124,651千円	248,642千円	13,373,293千円
第2項 営業外収益	969,196千円	69,464千円	1,038,660千円
第3項 特別利益	2,751千円	439千円	3,190千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 水道事業費用	12,235,988千円	94,543千円	12,330,531千円
第1項 営業費用	11,532,102千円	107,890千円	11,639,992千円
第2項 営業外費用	684,181千円	△ 13,485千円	670,696千円
第3項 特別損失	14,705千円	138千円	14,843千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,673,857千円は、減債積立金 1,055,141千円、過年度分損益勘定留保資金 2,993,068千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 625,648千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,653,174千円は、減債積立金 1,055,141千円、過年度分損益勘定留保資金 2,848,527千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 749,506千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的収入	5,316,632千円	1,368,963千円	6,685,595千円
第1項 企業債	4,500,000千円	942,250千円	5,442,250千円
第2項 補助金	38,781千円	378,588千円	417,369千円
第3項 負担金	97,851千円	48,125千円	145,976千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	9,990,489千円	1,348,280千円	11,338,769千円
第1項 建設改良費	7,850,750千円	1,371,613千円	9,222,363千円
第2項 企業債償還金	2,129,739千円	△ 23,333千円	2,106,406千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(追加分)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道施設更新及び第6次拡張事業	942,250千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	2,057,153千円	79,119千円	2,136,272千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補 助 金	69,883千円	9,056千円	78,939千円

熊 本 市 長 大 西 一 史